

令和5年度合志市経営方針

合志市政策推進本部において、総合計画第2次基本構想 第2期基本計画（計画期間：令和2年度から令和5年度）に基づき、令和5年度の取り組みについて、合志市の経営方針を決定しましたのでお知らせします。

この経営方針は、第2期基本計画の政策体系に基づく28の施策の課題や方針を基本として、行政内部における令和3年度の目標達成度と事務事業貢献度に関する評価、令和4年度の取り組み状況、並びに市議会及び市総合政策審議会における施策評価を踏まえ、令和5年度における施策別の取り組み方針を表しています。

施策の優先度評価

総合計画第2期基本計画の体系に基づく28施策について、重点施策を以下のとおり設定しました。

令和5年度は、市民サービスの向上を目指した「DXの推進」、持続可能な社会に向けた取り組みの推進、及び大手半導体企業進出による波及効果を最大限に享受するための施策を重点的に取り組むものとして位置づけます。

【最重点施策】

令和5年度において、他の施策との関連も含め、最も優先的に重点化し、さらに成果を向上させる必要があるとされた最重点施策は、次の3施策です。

- 施策2 行政改革の推進
- 施策23 計画的な土地利用の推進
- 施策28 企業誘致の促進と働く場の確保

【重点施策】

令和5年度において、他の施策に優先して取り組み、重点的に成果を向上させる必要があるとされた重点施策は、次のとおりです。

- 施策3 財政の健全化
- 施策4 子育て支援の充実
- 施策5 健康づくりの推進
- 施策9 義務教育の充実
- 施策22 地球温暖化防止対策の推進

基本計画：政策Ⅰ 自治の健康

施策1 市民参画によるまちづくりの推進

- ①地域資源の活用やイベントの企画などにより市の魅力づくりに取り組みます。市主催行事に、より多くの市民が参加し市政や各種情報を理解してもらうため、ウィズコロナに対応した市民の参加機会の工夫と交流の場を提供しより多くの市民が参加してもらえるよう努めます。
- ②市民や地域への広報について、広報紙やホームページ以外の手段も活用し、積極的に伝わりやすい情報発信に努めます。
- ③市民の意見をより市政に反映するため、市政への関心度向上を目的に地域座談会などを開催します。
- ④行政区加入の啓発と加入促進の取り組みを継続し、地域活動の維持と活性化を図ります。

【重点施策】

施策2 行政改革の推進

- ①市総合計画の着実な実行とSDGs(エスディーズ)の推進と次期総合計画の確実な策定に努めます。
- ②市民サービスや効率的な行政運営の向上を図るため、デジタル技術やデータ等を活用し、DX(デジタルトランスフォーメーション)を推進します。
- ③行政改革大綱、集中改革プラン及び財政計画等に基づき、効果的な行財政運営に努めます。
- ④「職員人材育成基本方針」に基づき、各階層の職員研修及び研修支援を実施し、主体性・積極性を持った職員の育成に努めます。また、健康診断・面談等を定期的実施し職員の健康管理に努めます。
- ⑤「公共施設等総合管理計画」に基づき作成した各個別施設計画の実行と進行管理を行います。

【重点施策】

施策3 財政の健全化

- ①財政計画及び事務事業に基づく予算編成と、公共施設等総合管理計画等による効果的な施設の維持を行い歳出削減に努めるとともに、教育施設整備や公共施設の長寿命化に備え、公共施設整備基金や財政調整基金など基金総額の積み立てを強化します。
- ②職員の財政運営に関する知識や意識を高めるため、次期財政計画策定に向けた各課ヒアリングなどの機会を捉え、財政状況のほか、財政規律や自主財源確保の重要性の共有を図ります。
- ③ふるさと納税については、ホームページを始めとする情報発信ツールを活用し、さらなる周知を図ります。また企業版ふるさと納税は、情報発信に加え営業活動を充実し自主財源の確保に努めます。
- ④財政状況について、市民への分かりやすい広報・周知に努めます。

基本計画：政策Ⅱ

福祉の健康

【重点施策】

施策4 子育て支援の充実

- ①将来の少子化を見据え、少子化対策の検討を行います。
- ②第2期子ども・子育て支援事業計画に基づいた各種施策を推進するとともに、必要な放課後児童クラブについて整備を進めます。
- ③児童虐待の防止や早期発見を目的とした、地域での見守りの目を増やすサポーター養成講座について、広く周知を行うとともに、ヤングケアラーへの支援も含めた各関係機関との連携強化に努めます。
- ④地域学校協働活動を充実し、地域と学校が一体となって子どもたちを見守り、育む体制の拡充を図ります。
- ⑤熊本県ひとり親家庭等自立促進計画に基づいた各種支援を行います。

【重点施策】

施策5 健康づくりの推進

- ①特定健診の受診率向上及び、生活習慣病の重症化予防のための取組強化に努めます。
- ②新型コロナウイルス感染症の感染予防の啓発と国のワクチン接種方針に基づき体制整備に努めます。
- ③ウィズコロナに対応した、誰でも気軽に健康づくりの取り組みが始められる仕組みづくりに努めます。
- ④検(健)診データを活用した健康づくりの事業などにより、市民が病気への知識や理解を深める取り組みを行います。

施策6 社会福祉の推進

- ①「地域福祉計画」及び「地域福祉活動計画」に基づき、社会福祉協議会をはじめ民生・児童委員や関係機関、ボランティア団体等と連携してサロンや交流活動等の地域福祉活動を推進し、コロナ禍においても途切れることがない支え合いや助け合いに根差した地域の取り組みと福祉力の向上に努めます。
- ②生活困窮世帯等の様々な悩みを抱える世帯の相談や支援に対して、安心サポート合志や関係課、関係機関と連携した重層的支援体制の構築に努めます。また、コロナ禍における生活相談や支援対策についても、国県の諸施策に併せて支援を行います。
- ③民生委員・児童委員の各地域における理解と協力が得られるように活動の情報を発信し、なり手不足解消に向けた取り組みを行い人材確保に努めます。

施策7 高齢者の自立と支援体制の充実

- ①地域包括支援センターやサブセンターにおいて相談体制を強化し、関係機関や地域と連携した見守り支援体制の充実を図ります。
- ②高齢者が活躍、交流できる場であるシルバー人材センター、老人クラブ、サロン等の会員や利用者登録を促し、活動を支援します。
- ③認知症支援事業を通して、認知症予防を市民に啓発するとともに、高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう見守りネットワークを強化します。
- ④ICT等を活用した高齢者の生きがいと健康づくりを推進し、ウィズコロナにおける人と人のつながりや地域とのつながりづくりに努めます。

施策8 障がい者（児）の自立と社会参加の促進

- ①「第6期合志市障がい福祉計画・第2期合志市障がい児福祉計画」に基づき、障がいのある人の地域生活を支援するために必要な障害福祉サービスや相談支援等のきめ細やかな対応に努めます。
- ②障がい者の社会参加と自立した生活を支援するために、就労系サービスの積極的な利用を推進し、一般就労へ結びつけることができるように、事業所への聞き取り調査を実施し、サービスの利用状況や施設の実態などの現状把握に努めます。

基本計画：政策Ⅲ

教育の健康

【重点施策】

施策9 義務教育の充実

- ①学校教育の充実を図るため、「志合わせて夢実現プロジェクト」を中心とした5者連携の小中一貫教育を推進します。
- ②ICT機器を積極的に活用した、多様な授業展開による不登校支援を含めた学びの保障とともに、教育活動の充実を図ります。また併せて、教職員の負担軽減を図るとともに、教職員が子どもと向き合う時間の確保に努めます。
- ③「豊かな心の育成」を目指し、児童生徒理解と規範意識、支持的風土による居場所のある学校づくりを推進します。
- ④給食施設を含む学校施設の計画的な整備と教育環境の整備・充実に努めます。

施策10 生涯学習の推進

- ①ウィズコロナへの支援拡充と利用しやすい環境整備として、生涯学習施設のインターネット予約の導入に向けた調査、検討を行いません。
- ②幅広い年齢層を対象にオンライン講座・文化活動等の内容の充実に努めるとともに、効果的な情報発信に取り組みます。
- ③図書館3館とマンガミュージアム及び歴史資料館が互いに連携し、効果的な利活用を図るとともに、それぞれの魅力発信に努めます。
- ④生涯学習施設を長期に渡って使用し続けられるよう予防保全を施し、安全・快適な生涯学習施設の提供に努めます。

施策11 生涯スポーツの推進

- ①日常生活に取り入れられる運動などの情報発信に取り組み、健康づくりのための教室・講座・運動メニュー等、内容の充実に努めます。
- ②スポーツ推進委員と連携し、出前教室の活用などにより、地域スポーツの振興を図ります。
- ③市民が親しみやすいスポーツ活動の充実に図るとともに、中学校部活動の地域スポーツ移行に向けたスポーツ指導者等の人材育成・確保に努めます。
- ④安全・安心なスポーツ施設の管理・運営を行い、利用しやすい環境整備に努めます。

施策12 人権が尊重される社会づくり

- ①「部落差別解消推進法」をはじめ「ハンセン病問題基本法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「障害者差別解消法」等に基づいて、国や他自治体、また各種団体や学校との連携を図りながら人権教育・啓発を推進します。
- ②「部落差別をはじめあらゆる差別をなくし人権を守るまちづくり条例」、「人権教育・啓発基本計画」に基づき、社会の情勢を踏まえ、SNS等による人権侵害及びLGBTQ等の人権問題の解消のため、あらゆる機会を通して効果的な人権教育・啓発を推進します。
- ③市民の声を反映した事業を企画し、あらゆる年代を対象とした市民参画の人権教育・啓発事業を推進します。
- ④男女共同参画推進のため、「第4次男女共同参画推進行動計画」(計画年次 令和4年～令和8年)に基づき、事業を推進します。

施策13 歴史・伝統・文化を活かした郷土愛の醸成

- ①市指定文化財の掘り起こしや歴史・伝統文化の新たな価値付けを行うなかで魅力を再発見し、市内外から更に関心を持たれるような情報発信に努めます。また、歴史資料館においては特別展の充実を図り、図書館及びマンガミュージアムとの連携や内容充実に努めます。
- ②郷土愛の醸成を図るため、教職員との連携を図り、小中学生がより身近に感じ、歴史・文化・産業に親しめる学習等の機会の提供に努めます。
- ③地域と学校が連携・協働する地域学校協働活動を推進し、伝統文化や郷土芸能などを継承するための後継者育成に努めます。
- ④新型コロナウイルス感染症対策で、中止となった伝統行事の支援に努めます。

基本計画：政策IV

生活環境の健康

施策14 危機管理対策の推進

- ①武力攻撃やテロなどの緊急事態に備え、国が発する警報の伝達方法や避難行動など、住民がとるべき対処について、広報やホームページで周知するとともに、防災対策と併せて自主防災組織や防災士を通じた啓発に取り組みます。
- ②国民保護計画に基づく避難情報の伝達は国・県との連携が不可欠であり、情報を市民に届けるため、様々な手段(防災行政無線、防災メール、ホームページ、SNS、メディア等)を活用し、迅速・確実な伝達体制を整えます。
- ③感染症などの新たな危機に対応できる管理体制強化に努めます。
- ④危機管理に関する専門的な研修に取り組みます。

施策 15 防災対策の推進

- ①災害に強いまちづくり(自助・共助・公助)を実践するため、自主防災組織の設立を後押しし、地区防災計画の更新や改善のサポートなど、市民の防災活動への取組を支援します。
- ②総合防災訓練や地域の防災訓練等を通じて、防災士への理解を深め資格取得を促進するとともにネットワーク活動の支援に取り組みます。また、自主防災組織や学校への出前講座や学習により防災情報の周知啓発を図ります。
- ③避難行動要支援者等の個別避難計画の策定を促進し、地区防災計画と連携できる体制づくりを進めます。
- ④消防団活動を支援し、地域防災力を担う団員確保と適正化を図ります。
- ⑤新型コロナウイルスなどへの感染症対策や、女性・子ども・高齢者・障がい者等に配慮した避難所の運営に努めます。

施策 16 交通安全対策の推進

- ①高齢者や児童・生徒への出前講座や交通安全教室を活用し、事故防止に向けた啓発を行なうとともに、ドライバーへの交通安全意識を徹底するため、広報・啓発活動に努めます。
- ②学校関係者や見守り組織、区・自治会などと調整し、地域の実情に即した交通安全施設の整備に取り組むとともに、警察や関係機関と連携し、通学路点検や危険個所の情報を収集し、共有することにより、通学路の安全強化を図ります。
- ③高齢者の事故防止対策として運転免許自主返納に関する支援制度を丁寧に説明するとともに、SNS等を活用し自転車運転マナーの啓発に努めます。

施策 17 防犯対策の推進

- ①熊本北合志警察署との協力体制により、地域の状況に応じた防犯活動団体の体制づくりを後押しし、家庭や地域での防犯対策を進めます。
- ②消費生活センターでの相談事例をお知らせして高齢者の犯罪被害防止に努めるとともに、児童生徒にはSNS等による犯罪に巻き込まれないための情報教育に取り組みます。
- ③地域(区・自治会)が設置する防犯施設(防犯カメラや防犯灯など)に対する支援制度を周知して防犯インフラの拡充を促進します。
- ④国・県の再犯防止推進計画と歩調を合わせて、保護司や更生保護女性会、協力雇用主などの活動を広く周知し、明るい社会づくりに取り組みます。

施策 18 住環境の充実

- ①住宅マスタープラン及び公営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的な市営住宅の整備に取り組み、適正な維持管理を行います。
- ②空き家対策として、空家・相続等の権利調査に関する法律相談や空家発生予防のための勉強会及び生活相談を実施し、未然防止や利活用に官民連携して取り組みます。
- ③都市型水害の軽減を図るため、黒石雨水幹線2号バイパス管築造工事を実施します。また今後の土地利用計画等に基づき、近年のゲリラ豪雨による被害の軽減対策を進めるとともに、既存の調整池や雨水幹線管渠の点検・維持管理に努めます。
- ④公園が安全・安心に利用できるよう、施設の点検・整備や樹木管理について、地域住民と連携し維持管理を適正に行います。

施策 19 水環境の保全

- ①広報こうし、合志市ホームページ及び地下水涵養のチラシを利用して地下水採取者(個人、企業)に地下水保全の啓発を行います。
- ②企業等による地下水への影響について県や近隣市町と連携し、情報収集に努めます。また、企業等に地下水の再利用や涵養を求めています。
- ③県と協力して地下水の水質保全に向けた硝酸性窒素対策を進めています。

施策 20 水の安定供給と排水の浄化

- ①定期的な水質検査に加え、老朽化した配水管の優先的な布設替えを行うことにより、市民に安全で良質な水道水を安定的に供給します。
- ②水道施設の老朽化対策及び耐震化推進のため、経営戦略等の各種計画に基づき、計画的な改修と更新に取り組むことで、持続可能な事業運営に努めます。
- ③下水道事業においては、安定的な排水の浄化を持続するため、経営戦略等に基づき経営基盤の適正化に向けて、下水道使用料の改定を行います。また、更なる経営基盤の安定化を図るため、次の改定へ向けて準備に取り掛かります。
- ④老朽化が進む下水道施設については、ストックマネジメント計画に基づき計画的な更新を行いながら、処理場を適正に管理します。

施策 21 廃棄物の抑制とリサイクルの推進

- ①市民や事業所に対し、ごみ減量化と違反ごみ撲滅の周知・啓発を行います。
- ②資源物回収団体や各種団体による資源物回収が市のごみ処分費削減に直結していることを周知し、集団回収の活動を広げていただくよう促します。また、新たな団体が参加しやすいような取り組みを検討します。
- ③環境美化推進員と連携し、市民のごみ出しルールへの理解を深め、ごみの減量化やリサイクルの推進に努めます。
- ④菊池広域連合構成市町において、ごみ袋の料金改定の協議を引き続き行います。

【重点施策】

施策 22 地球温暖化防止対策の推進

- ①「合志市地球温暖化防止実行計画(事務事業編)」に基づき公共施設の省電力化や温室効果ガス排出削減に取り組みます。
- ②公共施設における再生可能エネルギーの導入・活用を検討します。
- ③令和5年度を「合志市脱炭素取組元年」と位置づけ、省エネ家電やエコカーへの買い換え、省エネ住宅の推進、公共交通機関の活用、徒歩・自転車の促進など、地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択(COOL CHOICE)」を住民等へ啓発し、ライフスタイルの転換を支援します。

基本計画：政策 V

都市基盤の健康

【最重点施策】

施策 23 計画的な土地利用の推進

- ①令和7年度の市街化区域見直し(線引き見直し)に向けて、社会情勢を踏まえた土地利用形態の推進に取り組みます。
- ②総合計画、復興まちづくり計画や都市計画マスタープラン、農業振興地域整備促進計画等の各計画に基づき、地域のバランスを考慮した計画的な土地利用について官民連携により推進します。
- ③御代志地区土地区画整理事業を着実に推進し、御代志駅周辺の施設用地整備により、都市機能の集積とさらなる市民生活の質の向上を目指します。
- ④北部地域で人口減少が進む中、南北の格差是正のため、引続き都市計画マスタープランに基づき生活利便施設の民間誘導を推進します。

- ⑤市街化調整区域の規制緩和に向け、市街化調整区域活性化連絡協議会を通して、県や国に要望し推進を図ります。
- ⑥国県有地の有効活用や土地利用に関する規制緩和を国や県に対し引き続き要望します。

施策 2 4 計画的な道路の整備

- ①国道 387 号及び県道大津西合志線の 4 車線化の早期実現に向け、積極的に国や県と協議を行います。
- ②中九州横断道路の早期完成に向け、引き続き国と協力し事業を推進します。
- ③小中学校周辺の通学路整備に努めるとともに、安全対策を進めます。
- ④道路の適正な維持管理に努めるとともに、異状箇所の早期発見や予防に向けた取り組みを進めます。

施策 2 5 公共交通の充実

- ①市コミュニティバスの利便性、効率性の向上に努め、持続可能なコミュニティ交通のあり方を検討します。
- ②コミュニティ交通路線の乗り換えを活かした利用案内を行い、利用率の向上に努めます。
- ③ウィズコロナにおいてもコミュニティ交通を安全に安心して利用できるよう感染拡大防止対策を行います。

基本計画：政策 VI	産業の健康
-------------------	--------------

施策 2 6 農業の振興

- ①地域の農業を支えていく担い手の効率的な農地利用や、農地の集積・集約に向けて、地域や関係団体と連携し、地域計画(人・農地プラン)の策定を進めます。また、農作業の自動化や省力化のため、スマート農業への取り組みを支援します。
- ②合志地域の集落営農組織をはじめ、農業法人化を重点的に推進します。
- ③地域の農商工団体及び企業が参画する協議会との農商工連携を図りながら、農業への企業等の参入や、農福連携、地産地消、六次産業化をさらに推進します。
- ④農地などに影響を与える道路や開発計画等については、課題を分析し、営農への影響を最小限にするため、関係団体(土地改良区等)との協議を行います。
- ⑤新規就農者をはじめ、農業者への社会情勢に応じた支援策の検討や経営指導、営農指導の充実を図ります。
- ⑥家畜伝染病への防疫体制整備とともに、カラス被害やイノシシ、サル、シカ等の獣害対策の研究、警察や駆除隊との連携体制の強化、市民への迅速な情報提供を行います。

施策 2 7 商工業の振興

- ①引き続き中小企業等振興基本条例に基づいた取り組みを積極的に進めるとともに、国・県・商工会・クラッシュノこうし(株)こうし未来研究所・官民連携コンソーシアム等と連携し、商工事業者の経営安定、新商品の開発及び合志ブランドの創出など、地域経済の活性化につながる取り組みを進めます。
- ②市地方創生総合戦略に基づき、国(九州経済産業局)や熊本県よろず支援拠点、県信用保証協会、商工会及び金融機関との官民連携によるルーロ合志を拠点とした伴走型の創業、起業支援や農商工連携をさらに強化・推進します。
- ③社会情勢に応じた地域経済活性化の取り組みを行うとともに、ウィズコロナに向けた事業者への支援に努めます。

【最重点施策】

施策 2 8 企業誘致の促進と働く場の確保

- ①本市の地勢や交通利便性を活かし、TSMCの進出に伴うサプライチェーン企業等の積極的な誘致をさらに推進します。
- ②引き続き、ハローワーク、ポリテクセンター、熊本高専等との連携や菊池地域企業誘致プロジェクト協議会による広域の企業紹介等により多様な働き方を推進し、併せて女性・シニアの就労支援、企業誘致による雇用促進と労働環境の整備に努めます。
- ③既存の観光資源を磨き上げるとともに、新しい観光産業の創出や誘致を図ります。

合志市総合計画【施策体系表】

※令和5年度重点施策関係表

 **最重点施策**
 **重点施策**

